

令和8年3月23日

一宮市専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第2号

一宮市専決規程の一部を改正する訓令
一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第10条関係) 【別記 参照】	別表第2(第10条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

事務の種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	その他
略						
寄附(いちのみや応援寄附金)	寄附申出の受理決定100万円未満				行 ○	
	寄附申出の受理決定100万円以上500万円未満		総務 ○			
	寄附申出の受理決定500万円以上		総務 ○			秘書課長合議
略						
医療助成受給資格	子ども医療、精神障害者医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、後期高齢者福祉医療				保険 ○	
後期高齢者医療	健康診査				保険 ○	
	資格確認書等の作成、交付及び申請受理				保険 ○	
	後期高齢者医療保険料の調査				保険 ○	
	15万円未満の滞納処分停止決定				保険 ○	
	略					
	不納欠損処分				保険	

					○	
略						
建築関連法令	略					
に基づく許可、	マンションの建替え等の	略				
認定、指定及び	円滑化に関する法律(平					
届出の受理等	成14年法律第78号)に基					
	づく許可					
	略					
	建築物のエネルギー消費	略				
	性能の向上に関する法律					
	(平成27年法律第53号)					
	に基づく届出の受理及び					
	適合性判定					
	略					
	住宅確保要配慮者に対す	略				
	る賃貸住宅の供給の促進					
	に関する法律(平成19年					
	法律第112号)に基づく住					
	宅確保要配慮者円滑入居					
	賃貸住宅事業の登録並び					
	に報告の徴収及び指示					
	略					
略						
市営住宅	略					

改正案

事務の種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	その他
略						
寄附(いちのみ	寄附申出の受理決定100				行・産	
や応援寄附金)	万円未満				○	
	寄附申出の受理決定100		総務・活			
	万円以上500万円未満		○			
	寄附申出の受理決定500		総務・活			秘書課長合
	万円以上		○			議
	返礼品の採用、採用取消				産	
	し				○	
略						

医療助成受給資格	子ども医療、精神障害者医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、後期高齢者福祉医療				医 ○	
後期高齢者医療	健康診査				医 ○	
	資格確認書等の作成、交付及び申請受理				医 ○	
	後期高齢者医療保険料の調査				医 ○	
	15万円未満の滞納処分停止決定				医 ○	
	略					
	不納欠損処分				医 ○	
略						
建築関連法令に基づく許可、認定、指定及び届出の受理等	略					
	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく許可	略				
	略					
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出の受理及び適合性判定	略				
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び居住安定援助賃貸住宅事業の認定	略				
略						
市営住宅	略					

空き家対策	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく助言、指導				住 ○	
	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告及び空家等管理活用支援法人の指定		建築 ○			

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2建築関連法令に基づく許可、認定、指定及び届出の受理等の項の改正規定(「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。)は、令和8年3月23日から施行する。